

予算決算常任委員会 文教産業分科会記録

1. 開催日時 令和4年10月12日（水） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 吉津分科会長、早川副分科会長、米弥委員、重廣委員、
重村委員、岩藤委員、有田委員、田村委員、西村委員、松岡委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長、岡本次長
8. 協議事項
9月定例会本会議（10月4日）から付託された事件（議案1件）
9. 傍聴者 1名

会議の概要

- ・ 開会 午前9時30分 閉会 午後1時40分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和4年10月12日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

岡 本 功 次

吉津委員長 おはようございます。ただ今から、10月7日に引き続き、予算決算常任委員会文教産業分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。

それでは、9月定例会議案第17号「令和3年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。はじめに、教育総務課及び学校教育課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野教育部長 補足説明の前に、この度の決算審査にあたり、教育委員会から資料として提出いたしました「事務の点検及び評価報告書」35ページ、番号22「教育支援委員会事業」に数字の拾い誤りがありました。お知らせいたしましたとおり、正誤表を提出させていただいております。大変申し訳ありませんでした。それでは、教育総務課及び学校教育課所管につきまして、令和2年度決算との比較により令和3年度決算額の増減理由について、大きな額のものについて補足させていただきます。決算書240ページからの第10款「教育費」でございますが、第1項「教育総務費」につきましては、前年度に比べ約990万円の増額となっております。令和3年度につきましては、令和2年度に整備したGIGAスクール構想の実現に向けた「学校情報機器等整備事業」をソフト面で推進していくためICT支援員の配置など、学校でのICT利活用のサポート体制や、就学援助受給世帯等に対する家庭での通信環境の整備支援を目的とした「ICT教育推進事業」の実施が主な増額要因となっております。次に、決算書247ページからの第2項「小学校費」、決算書251ページからの第3項「中学校費」につきましては、前年度に比べ「小学校費」で約1億7,500万円、「中学校費」で約1億1,900万円の減額となっております。令和3年度につきましては、学習指導要領の改訂により小学校3年生から始まる外国語活動の指導に先行して、小学校1、2年生を対象とした本市独自の英語活動の時間を設けた「楽しく学ぶ英会話支援事業」の実施、あるいは「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」の取組など増額の要素もありましたが、令和2年度に実施した「学校情報機器等整備事業」や「学校施設感染症予防対策事業」が、これらの取組と比較しても事業費を大きく上回るものであったことから、結果として減額となったものでございます。そのほか、個別事業につきましては「主要な施策の報

告書」及び「教育委員会事務の点検及び評価報告書」に記載のとおりであり、歳入につきましては特に補足すべきことはございません。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

西村委員 ちょっと教えてほしいんですが、教育委員会事務の点検及び評価報告書 14 ページ、「学校施設改修事業」の執行率ですね。これは 1 億 8,000 万円に対して 7,100 万円ですか。これは、39%になるんですね、執行率が。ところが、繰越金を入れて計算しておりますから執行率が 99.9%になっている。この繰越金というのは、事業のうちですかね。これは、どういう見解なんですかね。ちょっとお願いします。

秋津教育総務課長 ご指摘の執行率につきましては、今ご指摘いただくと、確かに主要な施策の報告書のほうは繰越しを入れずに掲載しておりますが、こちらの事務の点検及び評価報告書というのは、繰越しも含めて執行率を、繰越しを含むということで表記させていただいております。来年度以降、こちらのほうの適当性も含めまして検討しまして、変えられる部分は変えて主要な施策の報告書と揃えるなど対応したいと思います。

田村委員 それでは、私もこちらの教育委員会の事務の点検及び評価報告書からお伺いいたします。18 ページ、番号 5「不登校の未然防止に向けた専門家派遣事業」ということになっておりますけれども、不登校の事前把握、未然防止について、どのように早期発見をして対策をして来られたのか、それから令和 3 年度、それによって発見をされて、もし防止することのできた不登校がありましたら、その件数が何件だったのかというようなものをお持ちでしたらお願いします。

有馬学校教育課長 令和 3 年度の不登校の未然防止についてでございますが、各学校から毎月出欠状況を把握し報告を教育委員会にしております。そういったことに基づき数の把握をするとともに、児童生徒の様子については生徒指導の担当のほうに様子を随時報告させておりますので、そういったことで状況を把握しております。それから、改善の事例でございますが、教育支援センターに通うことを一つの糸口として進めておりまして、そのことによってそういった公の場で学習する機会を経験したり、あるいはそのことをきっかけに学校に行くことにつながったりした例はあるというふうに報告を受けております。

田村委員 不登校の未然防止という、その不登校予備軍の発見ということが、これは何といいますか、保護者であっても分からないということがあります。学校でそれを把握するというのはなかなか難しいだろうなというふうには思っているんです。すごくこの事業を、なかなか数字として成果を上げることが難しいなと思っておりますので、ぜひ今後とも力を入れて取り組んでいただきたい

と思います。有識者からの意見のところ、51 ページにありますので、ちょっとこちらのほうをどういうふうに受け止められていらっしゃるかというのを聞きしたいと思いますけれども、真ん中あたりに「不登校の児童生徒への対応は、家庭環境も絡み、とても難しい点が多いと思われるが」と、これは全く同感です。「各機関との連携をしっかりと取っていただきたい」というふうに教育委員の方から求められております。有識者と書いてありますけれども。こういった各機関との連携、令和 3 年度の事業を受けましてどのように今後取っていかれるのかというのをお尋ねいたします。

有馬学校教育課長 各機関との連携は、非常に大切だと考えております。例えば SSW、非常に効果がございますので、これらの方と連携を取りながら、あるいは会議のほうに入っていてアドバイスをいただいたりということで、こちらの方々を重厚に使っているところでございます。また、教育相談ということで、教育相談員のほうを市のほうでも雇用しておりますので、そういった方々の活用、それから先ほど申し上げましたが教育支援センターのほうにも相談員を 4 名配置しておりますので、これらによる丁寧な対応を今後もしてまいりたいと思っております。

田村委員 スクールソーシャルワーカーの方であったり、相談員の方であったりという方と連携していきたいと、対応していきたいというところですね。令和 3 年度で結構ですので、こういった事例がありましたかお伺いをして、この質問を終わりたいと思います。

有馬学校教育課長 具体的に名前とか学校等を申し上げることはできませんが、そういった児童生徒をどのようにすれば少しでも学校に足向かせることができるか、あるいは学習を保障していけるかということを、SSW を交えた会議で好転した事例があるというふうに学校から報告も受けておりますし、今後もそういった例を重ねていきたいと考えております。

田村委員 続きまして、事務の点検及び評価報告書 19 ページ、6 番「教育支援センター事業」、こちらを見ますと成果として、「オンライン環境が整備されたことにより、リモートによる授業を実施することで、学習形態の幅を広げることができた」とあります。非常に今的でいいなと思うんですが、具体的にリモート授業というのはどういった形でされているのでしょうか。誰を対象に、どういった形でされているのかお伺いいたします。

有馬学校教育課長 全ての授業をオンラインで配信ということではございませんが、あくまでも児童生徒の希望や思いに沿った形で、このことを実施しております。昨年度の事例で申し上げますと、児童生徒に配付しております 1 人 1 台端末を学校のほうから支援センターのほうに、その間移しまして、それを使いまして学校の教室での授業の様子、こちらをリアルタイムで児童生徒に見せ、

それから、そのときに児童生徒がそれを見ていることを学校の皆に知られたくないというような思いがあれば、そのことも十分に配慮しながら、そのような学習活動をしてまいりました。そのことによって、やはり授業への参加意識といますか、それを高めることにつながっているというふうに感じたところでございます。

田村委員 それは、継続してされているんでしょうか。令和 3 年度に実績があったというか、手応えがあったというふうにお考えでしょうか。それが継続されているんでしょうか。

有馬学校教育課長 先ほど申しましたが、常にそれをやっているという形ではございませんが、あくまでも児童生徒の気持ちに寄り添いながら、やりたいという希望があればすぐにできる態勢は整えております。

田村委員 それでは、ちょっと人数のところにいきたいと思えますけれども、令和 3 年度の不登校の状態にあったもの 50 人というふうになっております。通室による改善事例でいきますと、18 人、8 人、3 人、6 人というふうに数字が入っておりますが、これは不登校全員ではありません。まず、この数字についての受け止めをお願いします。

有馬学校教育課長 委員おっしゃるとおり、不登校とされる児童生徒だけを対象にした数ではございませんで、様々な相談を支援センターのほうに寄せる児童生徒、保護者がおられます。そういったもの全てを含めた中での改善事例ということで挙げております。

田村委員 これは仮に、支援センターの場所ですけれども、私も中を拝見しましたけれども、仮に全員が来た場合です。年々、平成 30 年度は 29 人とされておりますけれども、令和 3 年度になると 50 人ということで、今年はどうなのかなということを思いながら見るんですけれども、これは仮に受皿がこの支援センターだけだったとした場合に、全員受け入れることはちょっと手狭でできないんじゃないかと思うんですが、そのあたり今後、支援センターの受け入れスペースというふうなことはですね、この現状が 50 人という数字を見られてお考えになっていらっしゃるんでしょうか。

伊藤教育長 この件について、私からお答えさせていただきます。今委員がご指摘の 50 人という数にあのスペース、確かに狭い状況でございます。現在は、複数名が学校のある時間を終日ずっと過ごすわけではなくて、部分的に 1 時間、2 時間というふうな形で利用しておりますから、パズルがはまるように、一斉に全員がおるようなことはございません。ですから、今のところは何とかスペースは OK です。しかしながら、今後はどうかということにつきましては、検討する余地が大いにありだというふうに考えております。それから、付け加えますが、先ほどからいろいろ個々のお子さんの状況なりは全て異なっている、様々

なパターンがあつて、様々なご希望がある中で、ですから様々な方法を用意しなければいけないと。そこで一番必要なのは、やはり学校と保護者と教育委員会、そして専門家、これがいかにコミュニケーションを取って連絡し、連携を図っていくかだろうと思います。一つの対応をしても、すぐにはうまくいかない。そこをどう修正をかけていくかということが肝になろうかなというふうに思っております。

田村委員 分かりました。おっしゃる通りだと思います。これは本会議の答弁でも、様々な不登校には要因があるということはおっしゃっておられましたけれども。支援センターの件は、最後に 1 点だけ伺いたいします。不登校になった児童生徒又は主に児童生徒の保護者でしようけれども、支援センターについて行ってみてはどうだというふうに進められる状態というか、どこからそういったご案内があるんでしょうか。ホームページにはありますから、ホームページでということかもしれませんけれども、その辺りだけお願いいたします。

有馬学校教育課長 それにつきましては、学校のほうから、例えば担任や教育相談担当、生徒指導担当がそのようなお話を持ちかけたり、あるいは教育相談員がそのことをカウンセリング中で進めたり、あるいは学校での児童生徒の情報は市教委のほうにも挙がってきておりますので、市教委の指導主事なりがそういったことをお知らせしたりすることで対応しております。

重廣委員 教育支援センターについてですが、今田村委員のほうから言われましたが、学校によって保護者の方がこういう支援センターというのがあることを知っておられない学校もあれば、よくご存知の保護者もおられる学校もあると。その違いについては、どのような見解をお持ちですか。

有馬学校教育課長 支援センターのことにつきましては、年度初めにリーフレットを配付することによって周知しているつもりではございますが、それは年度初めだけのことでありますので、委員ご指摘のように、やはり児童生徒の状況に応じてそういった情報発信をしていくことは重要かと思えます。

重廣委員 分かりました。それと、先ほど田村委員も言われた不登校の未然防止に向けた専門家の派遣事業もされておられながら、支援センター事業というのをやられて令和 3 年度は利用者が増えておりますよね。これは、ちょっと私も不思議に思うんですが、どちらの事業に力を入れるのかと。今このペースでありますと、先ほど教室が少ないとかいう話がありましたが、なぜ私がこういうことを言うかということ、自分が携わっている小学校で「学校に行きたくなかったらあっちに行くか」という親がおったんですよ。その「あっち」というのはここなんです、支援センター。だから、普通の親であれば子どもが「学校に行きたくない」と言ったら「学校に行きなさい」というのが当たり前ではないかと私は思っているんですが、昔の古い人間ですから。その中で、「学校に本

当にあなたが行きたくなかったら、こっちに行くかね」ということを、学校の先生なり専門家の方が相談で言うんならいいんですけど、親自体が「あんた行きたくないならあっちに行くかね」ということを言ったと。それで、今こっちに通っておられるという話をチラッと聞くんですが。だんだん人数が増えてくる、未然防止にも努めていらっしゃるが人数が増えてくる、このことについてどのようなお考えなのか伺いたいと思います。

有馬学校教育課長 ご指摘のように、人数が増えていることは一つの課題であるというふうに思っております。ただ、いたずらに学校に行かせることだけを目的にするのではなく、児童生徒のそのときの思い、そういったものにしっかりと寄り添って、しっかり理解した上で進めていきたいと思っております。それで、そのことに対する手立てでございしますが、児童生徒はもちろんですが、やはり保護者の方ともしっかりと学校、あるいは相談員、市教委が思いをしっかりと受け止めて、その思いを尊重しながら進めていくことが大切だと思いますので、これからもそのことに力を入れていきたいと思っております。

重廣委員 これで最後にしたいと思いますが、教育支援センター、今のままいきますとひょっとしたら子どもたちの人数は将来的には少なくなるという見通しはありますが、今のスペースでは足りないという可能性もありますよね。学校等の空き教室、本人は学校に行きたくないんですから学校の空き教室を利用してというのはなかなか難しいかもしれませんが、この支援センター自体を拡大する予定なのか、そのあたりの展望といいますか、これからの考え方、計画を教えてください。

伊藤教育長 先ほどお答えしましたが、人数的な部分が非常に膨らんでおること、それから今委員ご指摘のように、確かに学校の空き教室のスペースがございしますが、そもそも学校というところに馴染まない、今ちょっと向かわないという子どもに対して学校を用意するというのは酷な話でありまして、ですから、今の支援センターの設備をあれ以外に広げるということは難しいと思うんですけれども、別の場所にというようなことも今後、人数の変化を見て頭に入れておかなければいけないんですけれども、現在、具体的な計画はございません。

早川委員 このセンター相談員というのは、今何人で回されているんでしょうか。

有馬学校教育課長 この教育支援センターの相談員は、センター長も含めて4名でございます。

早川委員 センター長も同じ業務をされているという認識でよろしいでしょうか。

有馬学校教育課長 センター長は、児童生徒の直接の指導ももちろんですが、

全体の調整でありますとか、外部との連携するための会議等に参加したりしております。

早川委員 先ほどから支援が必要な児童生徒が多くなっている、いろんなパターンを持っている、困りごととか支援しなければいけない事情もたくさんある、その中で今までと同じようにこの 4 人体制というのは、やはりこれから働き方改革とか考えた場合にでも、ちょっと無理があるんじゃないかなど。業務的に 1 人に対して、やはり支援が必要な児童生徒さんというのは時間もかかりますし、情報量も持っていれば持っているほど、その対応がきめ細やかになっていくと思うんですけども、今後この人数増というか、施設と同じように増やす考えはございますでしょうか。

伊藤教育長 施設、また人員の件でございますので私のほうから。これも、今の必要性を本当に検討する余地があると思います。ただし、この業務の内容につきましても、非常に特別な要素というか、経験等を有する内容でございます。したがって、現在も不登校対応に造詣の深い元養護教諭であるとか、特別支援教育を市全体でコーディネートしていた人物であるとか、そういった者を配置して賄っているところで、人員を増加する際にもそういった内容をしっかりしていかなきゃいけないと思っております。ですから今、具体的な計画はありませんが、施設の増設と同様に考えていかなければいけないと思っております。

松岡委員 不登校児童生徒数が令和 3 年度だけ突然 50 人と、それまでは 30 人台だったのが突然増えておりますが、これについての原因といいますか、そういうものをどのように捉えられているのかお聞きしたいと思います。

有馬学校教育課長 不登校の要因につきましては、先ほども少し出ましたが、その原因とか背景が非常に多岐にわたっており、個人によって様々でございます。それで、人数がなぜ急激に増えたかということでございますが、これはというような決定的な根拠は今持っておりませんが、いずれにしても一人ひとりにしっかり目を向けていきたいと考えております。

早川委員 最後に一つだけ。この予算額というのは、だいたい人件費等だと思うんですけども、この通室している児童生徒が扱う学習材料とか教材というのは、どのようなところから出ているのかお尋ねいたします。

有馬学校教育課長 児童生徒が使う学習材料、ドリル等は基本的には学校で使っているものを持ってきたり使っておりますので、このために特別に購入したりはしていません。

田村委員 それでは、同じく評価報告書の 21 ページ、番号 8「ICT 教育推進事業」についてお尋ねをいたします。長門市 ICT アドバイザー業務委託 829 万 4,000 円となります。取組状況については、そこに概ね書かれておりますので、

それを読ませていただくんですけれども、業務実績のところで授業支援業務が 22 件、障害対応支援業務が 31 件、ヘルプデスクによる遠隔支援、これは電話の問い合わせと書いてありますね。それが 16 件、研修業務 3 回、そしてその他市が認めた業務が 8 回となっております。単純にこれを合計した 80 回で 829 万 4,000 円を割りますと、1 回あたりが 10 万円というふうな金額になってきますけれども、この数字の根拠についてお尋ねいたします。

秋津教育総務課長 当然こちらにつきましては、当初 12 か月予算として計上しておりまして、その際には、令和 2 年度に GIGA スクールサポーター業務をやっていただいた業者のほうに参考見積もりを取りまして予算計上しておりました。翌年度の事業参加の意向もあったことや、その当時参入業者が少なかったこと、また業務内容も一定の水準に達していたことから当該事業者を基準に考えて、そういうふうな予算取りをしたところでございます。しかしながら、いろんな事情によりまして、当該事業者が撤退しました結果、残念ながら 4 月の事業者公募に応募がなかったところでございます。支援の必要性は高いと感じましたことから、速やかに次の公募を検討した際に、当初が 12 か月だったので、少し残りの期間に应じてというところも考えたんですけれども、多数の選択肢の中から最良の事業者を選ぶためといいますか、それと他の公募の状況を見ましても、うちの予算が決して高いものではなかったことから、参入をしていただくために、当初の 12 か月で考えていた予算をそのまま目一杯提示しまして公募を行ったところでございます。その結果、3 社から手を挙げていただいて、それぞれ有益な提案をしていただいた中から 1 社を選定させていただきました。結果として、実績で割り戻すとちょっと高いものにはなってしまったんですけれども、派遣体制など、いつでもヘルプデスク等の体制を整えていただいたといった点も含めまして、件数につきましては、1 件 1 件で時間がかかっているものもあるので、割り戻してどうかというところはなかなか判断、評価が難しいところではあるんですけれども、そういった形でこの金額で委託に出したところでございます。

田村委員 そもそもそのところをお伺いしたほうが良いかなと思うんですけれども、これは対象となる事業者は 1 社でしょうか、それとも複数でしょうか。アドバイザー業務委託をされた事業者は、1 件でしょうか、2 件以上あるんでしょうか。

秋津教育総務課長 委託先につきましては、1 社になっております。

田村委員 当初、これは 829 万円だったですかね。ICT アドバイザー業務ですけれども、令和 3 年 3 月の予算委員会では「議決後すぐに募集をしたい」というところでしたけれども、実際に募集、公募が行われたのは 7 月にありましたよね。それで、8 月から業務を始められていると思います。その 8 月から令和 3

年度いっぱいこの 22 件、31 件、16 件という業務を行われて 829 万 4,000 円が支払われたということではよろしかったでしょうか。

秋津教育総務課長 委員おっしゃるとおりでございます。公募は、1 回目は 4 月に行っておりまして、その際どなたからも応募がなかったので、改めて同じ予算を使って 2 回目の公募が 7 月というところでございます。

田村委員 これはもう、そもそもこの金額の中で 1 年間求めに応じた事業をやってくださいというふうな組み立てだったということでしょうか。それとも、先方から何回これをやりますという提案があって、この金額になったものでしょうか。

秋津教育総務課長 こちらの金額につきましては、こちらが公募のプロポーザル方式ですので、この範囲でという予算を提示して業務内容をお示しした上で、それに沿った提案及び金額を掲示してこられます。その中からお選びする形になったので、派遣が何回とかそういうことではないんですけれども、いろんな授業支援とかトラブル対応とかヘルプデスクとか、こういう業務を 8 月以降 3 月までしっかりやっていただく体制を整えていただいた上での、その予算でやりますというご提案だったというふうに考えております。

田村委員 委員の皆さんがどう思われるか分かりませんが、先ほどの割った金額です。授業支援業務、障害対応支援業務、ヘルプデスク、電話の問い合わせ等ですけれども、単純に割って 1 回当たり 10 万円ですねというところではないんだろうと思うんですけれども、非常に割高な感じがするんです。そのあたりは、どういうふうに現在受けとめられているんでしょうか。

秋津教育総務課長 委員おっしゃいますように、業務の実績としましては、こちらとしても件数で見ますと費用対効果としてどうなのかなというところはあったところなんですけれども、個別に実績いただいたものを見ますと、対応に時間のかかるものももちろんございますし、複雑な内容のものもあります。お呼びしてすぐ終わるようなものじゃないものが結構多くございますので、先ほども申し上げましたが、件数をもって一律に判断することは必ずしも適切ではないのかなというふうに受けとめております。GIGA スクール構想によりまして、学校で飛躍的に ICT 機器が増えまして利活用の推進を行う中で、現場は手探りであり、その中で相談できるアドバイザーの存在は、学校現場やこれまで対応してきた教育委員会の担当者、それから ICT 支援員として支援に入っている支援員に対しても大変心強く、専門的な助言を得た上で利活用を促進できたという点では効果があったと考えております。本格的な利活用初年度でもあり、即時対応可能な、すぐ何かあれば行っていただけるという体制が確保できた点も考慮すれば、コストパフォーマンスが高いとは決して言えませんが、最初の年でもありまして、こういった額はある意味妥当かなというふうに考え

ております。一方で、費用対効果のほうは事業を実施する上で当然考慮すべきでありますから、今後活用を進める中で実績件数とか、ある程度見込めるようになり、また事業に参入していただける事業者が増えてくれば、コスト面でもしっかり精査といいますか、考えていく必要があるかなというふうに思っております。

田村委員 誠実なご答弁をいただいていると思います。初年度でもあり、すぐ対応に苦慮するところ、それから今後どうしていくかというところで、大事な1年だったとは思いますが。件数でいくと、どうしても割高に見えてしまうというところでしたので、1件で結構ですので、1番、2番あたりで、どういった業務をされていたのか、特に時間がかかる業務というようなことを聞けるといいのかもしれませんが、1件で結構ですので業務内容をお願いいたします。

秋津教育総務課長 例えば(1)の授業支援業務ですと、学校のほうから動画アプリを使いたいというようなお話があった場合に、Chromebookでどういうものが、予算ありませんので無料で使いやすい、しかも検証まで、危なくないかとか検証までしていただいて、なおかつ操作マニュアル的なものまでセットでご提示いただいて、それを教育委員会のほうから各学校に共通に流すことができたりだとか、あとは中学校でしたか、体育の授業での利活用についての研修を行ってほしいというような、これは(4)の研修業務とはまた別なんですけれども、そういったようなところに講師で行っていただいたりとか、そういった形での対応をしていただいております。障害対応支援業務につきましては、あまり時間がかかっているものはそんなにないかもしれないんですけれども、ある現象が起きたときに解消するまでいろんな対応をとっていただいていたということはありません。

田村委員 分かりました。教育委員会としては、現在そういったICT機器の導入と、それから運用に対してのサポートとかアドバイスであったりというものの業務を行ってもらっていますけれども、そもそも令和3年3月9日の予算委員会の文教分科会、これは何回も言って申し訳ないんですけれども、ICTの有効な活用について提案を行うことができる専門的なノウハウを持った業者、そしてノウハウや実績のある業者を事業者には想定をされていて、ICTに精通した技術者やICTを活用した教育に関する支援が可能というところが目指される場所じゃないかと思っております。そういったものを、可能な業者を選定する必要があるということで、今後もこの事業を、ICTの活用というものは学校で進めていかれると思いますので、そういったところを令和3年度の実績を受けて、次年度以降にどういうふうに生かしていけるのかというところをお尋ねいたします。

秋津教育総務課長 令和3年度なんですけれども、1人1台端末の本格的な活用

初年度でありました。その中で、国の示すアドバイザーの業務内容というものがございましたので、そちらを参考に業務の仕様を定めまして委託を実施したところでございます。その中で、例えば授業支援業務については、3月の委員会で答弁しておりますように、教育的な視点を持った活用提案みたいなものも期待していたところでございます。ただ、当初はそういった国の事例から、業者側からの積極的な提案というものをイメージしていたんですけれども、実際に委託を開始して現場をヒアリングする中で、業者からどんどん提案していくというよりは、教職員のやりたいことを実現するための支援というものがまずは重要なというところで、そちらにシフトしております。学校の要望、相談に応じて提案していただく形で運用となったところでございます。活用が始まったばかりの状況で、想定していた業務と現場のニーズにずれがあったというふうには捉えているんですけれども、実際、活用段階によりましてニーズというのはどんどん変わっていくものと考えております。今後どのような支援が今必要とされているのか、現場のニーズをしっかりと捉えて、アドバイザーの業務をニーズに合った内容に変更していきたいというふうに考えております。

田村委員 先ほど、教育支援センターのところでも ICT 機器を活用したリモート事業というふうなお話がありましたが、こういった事業をどんどん進めていただきたいと思います。そこで、6月23日に文科省から出ました事務連絡ですけれども、GIGA スクール構想のもとで整備された1人1台端末の積極的な利活用に向けた夏季休業期間中の取組についてというところで、取り方は様々でしょうけれども、夏季休業期間中に1人1台端末を活用して基礎的、基本的な内容の定着を図るための学習を効果的・効率的に実施したいというふうに書かれております。この ICT アドバイザー事業とか ICT 教育推進事業を通じまして、今後の持ち帰りについてどのようにお考えかお尋ねして、この質問を終わります。

有馬学校教育課長 1人1台端末の持ち帰りについてのお尋ねだと思います。これにつきましては、今試行的に進める学校にはどんどんそのことを、持ち帰らせるようにしております。市内のどの学校におきましても、2学期中にはその回数を増やしていけるように取り組んでいるところでございます。

早川委員 ICT アドバイザー業務委託のところで、令和3年3月の予算決算委員会の分科会で、コールセンター業務を含むというような答弁をされているんですけれども、この中でいうと、どこにそれが入るんでしょうか。

秋津教育総務課長 (3)のヘルプデスクによる遠隔支援というのが、電話なりメールなりで相談があった場合に、すぐに対応するというようなコールセンターというような位置づけになるかと思えます。

早川委員 これは、やっぱり先ほど田村委員がおっしゃったように、業務的に

回数的にコールセンター業務というわりには 16 回というのは、ちょっとクエスチョンマークなどところもあるんですけども、もう一つ ICT 支援員の派遣、これは 4 名が 16 校を回られるというところなんですけれども、これは有識者の意見のほうで、低学年はやはりちょっと少ないのではないかと、不足しているのではないかという意見も出ているんですけども、「低学年の授業では ICT 支援員 1 人では十分な補助ができていないように感じた」等、有識者の方の意見として挙がっているんですけども、これに対してはどういう見解をお持ちでしょうか。

秋津教育総務課長 有識者の方には、ICT 教育の状況をご覧いただいた上でのご意見になっておりますので、より実態を見られてという形だと思うんですが、視察当日は、その学校でほぼ全ての教室で ICT を使った授業が展開されておりました。その中で、やはり低学年については、まだ本当に触りはじめということかなというぐらい、操作に慣れてない児童も見られまして、教員と ICT 支援員がフルに操作支援にあたっている様子が見受けられたところで、そのような評価になったと考えております。現在でも ICT 支援員の派遣については、学校の要望を聞きながら対応しているところであり、今担当の指導主事にお聞きしますと、1 日に複数名派遣したり、週 2 回とか派遣したり、柔軟に対応しているというところがございます。委員おっしゃるように、低学年については操作を覚えるのに時間がかかって、子どもたちがそういったことで ICT に苦手意識を持たないように、しっかりとした導入初期の支援が必要と考えておりますので、今後も学校の要望に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

重村委員 それでは、ちょっと歳入費目についてお尋ねしたいと思います。決算書 26 ページになります。第 15 款「使用料及び手数料」の中で、「小学校使用料」というのが 19 万 5,600 円ほど収入未済額として上がっています。この内容についてお尋ねをしたいと思います。

秋津教育総務課長 こちらの小学校使用料につきましては、もう解体されてしまったんですけども、旧大畑小学校の一室を資料の保管場所として使用許可したもので、許可期間は平成 25 年 8 月から平成 28 年 3 月までだったんですけども、そのうち平成 27 年度分の全額 19 万 5,600 円が未納として残っているものがございます。

重村委員 私も以前、これは決算審査で問い質して、小学校の使用料なんかが未済額で上がってくるというのは稀に見ることだと思うんですよ。以前にも決算審査の中で問い質して、徴収いたしますという回答だったと思いますが、令和 2 年の決算、令和元年の決算を見ても同じ金額ということは、過年度分というよりもかなり古い案件で、こじれて、もう先ほどのから言うと、もう 6 年くらい経過しているのかな。それが使用料として、利用料としていただけてい

ないという案件です。毎年こうやって未済額で上がってくると、時間が経てば経つほど当のご本人との接触とか交渉とかというのは難しくなってくるであろうし、最後には徴収できないというふうなことも起こり得るんじゃないかと。実際に大畑小学校は解体されて無いわけですし、建っていたときに使った利用料が未だにいただけてないと。これはやっぱり、この令和 3 年度の決算を踏まえてどのような見解を持たれて、今後どのように徴収していくおつもりなのか、ご確認をさせていただきたいと思います。

秋津教育総務課長 委員おっしゃいますように、以前もこちらでご質問をお受けしまして、「何とか」という形でお答えはしているところでございますが、本当にこじれているといいますか、これまで督促状の発送や臨戸、直接お伺いしてということも度々やってまいりました。こちらの対応の都度、質問状が届いたりとか、来庁されて大声を出されるとか、そういったこともありまして、なかなか対応に苦慮しておりました。それから、法的措置についても考えたんですけれども、本気かどうかはちょっと分からないんですけれども、こちらが少額訴訟なり法的手続きを取るとした場合にも、「待ってました」じゃないですけれども、訴訟に移行する気満々といいますか、そういう対応ですので、ちょっと訴訟に至るというところになりますと、いろいろ諸手続きが必要になって、滞納額は金額として決して少ないとは思ってないんですけれども、費用対効果の観点からちょっと訴訟も難しいなというふうに考えておりました。毎年、直接お話をさせていただいてはいたんですけれども、本当に申し訳ないんですけれども、使用料につきましては 5 年で時効がまいります。これが、平成 27 年度のものが、ちょっと平成 28 年度に金額を修正して振り直したというところがあって、今年度全ての債権が時効を迎えますことから、年度末までには不納欠損になる形で、時効ということになって徴収ができないということになってしまったことについては、執行部としてはお詫び申し上げる形にはなるんですけれども、そういった形で年度末までに欠損させていただく予定としております。

重村委員 よく分かりました。私も質疑をする前に、過去 2 年分を見て、あの案件だなというふうには思ってたんですけどね。ここまでこじれているというふうに思ってませんでした。金額が大なのか小なのかというのも、これは訴訟に云々というときには確かに費用対効果というか、訴訟まで起こす金額なのかどうなのかというような判断もあろうかと思いますけど、一つは教育委員会部局ではないけど他でも、即その後の、滞納があった即その後の私はやっぱり処理の仕方というのが、どんな案件でもこういう問題というのは大切だろうなって思うんですよ。私達から考えても、もう 6 年、7 年前になっているものを徴収しに行っても、それはなかなか厳しいだろうなと。それでご本人もそのときに長門市の振興に自分も寄与したいという思いもあって、何らかで使用された

んだらうけど今、立場が全く違うというような状況なんでしょうから、行政サイドとしては、いくら少額であろうが大きかろうが、やっぱり滞納が始まった即その後の対応というのをやっぱり重要視されて、勘案されて今後の対応を図っていただきたいというふうに思います。それで今年度の不能欠損云々は、またできるだけの対応は必ずされて最終的な判断をされたいというふうに思います。これは、教育長の方からご答弁いただいてよろしいですか。

伊藤教育長 それでは、この案件につきまして今委員ご指摘のとおりでございます。非常に私どもも苦慮しておるところでございますが、本年度中でなかなかできるというお約束は難しいなというふうには思いますが、できるだけことはしたいというふうに考えております。

早川委員 事務の点検及び評価報告書 22 ページ、質の高い教育に対応するための教職員の指導体制と教育環境の充実というところの目的で、最後に「教育を更に充実・深化させ、郷土への誇りや愛着を醸成することを目指し本事業を実施する」と目的の中では最終的に書かれています。ただ、何年かでも成果と課題の中でも、ここの目標に対して、事業の内容に対しての成果や課題等は書かれているんですけども、その取組に対しては。ただ、「郷土への誇りや愛着を醸成することを目指し本事業を実施する」の一番大事なところの成果や課題というところが見えてこないのので、これについて見解をお伺いしたいと思います。

有馬学校教育課長 委員ご指摘のとおりでございます。目的のところには、児童生徒の育成、教育を振興することという大きな目的を書いておりますが、実際には具体的な事業の成果、それから課題等になっております。このあたりにつきましては、ご指摘のとおりで、少し書き方を見直す必要があると思いますので、今後生かしていきたいと思います。

重村委員 それでは、決算書 280 ページになります。学校給食の運営に関することです。主要な施策の報告書には記載がございませんけれども、事務の点検及び評価報告書のほうには記載がございます。15 ページになります。この中で、令和 3 年度の決算にあたっては給食調理業務を業者に委託して初年度であったかというふうに思います。私たち議会のほうも、やっぱり外部委託には当時、調理業務を外部に出すということに反対の議員もいらっしゃったり、いろんな観点からどうなのかということで、その中で、調理業務が実際に行われたわけですけども、事務の点検及び評価報告書から見ると 100 点満点みたいな形で、記載がされております。例えば、それは地産地消であったり、子どもに対してのアンケートも回答の割合は 94% で、「変わらずおいしい」、「おいしくなった」というような回答が得られたということで、充実した調理業務が行われたかと思うんですけども、教育委員会として、総評として外部委託をして初年度の決算でどのような認識を持たれているのか、まずお伺いをしたいというふうに

思います。

秋津教育総務課長 令和 3 年度、民間委託の初年度で、こちらから導入時から緊張してやっておりました。その中で、当初から衛生管理の充実については、メリットとして挙げていたところがございますので、まずそこについてなんですけれども、やはり大量の給食調理業務を専門としておりまして、衛生管理面の充実が図られたと考えております。具体的には、職員の場合には 2 名の栄養教諭のもとで衛生状態の管理、点検の管理を行っていたところなんですけど、委託後においては管理栄養士の資格を持つ業務責任者兼食品衛生責任者と業務副責任者の 2 名が、日常の業務における衛生状態の管理、点検を行われております。それから、委託業者のエリア指導員というのがいらっしゃるしまして、巡回指導を毎月 1 回実施されておりました、手洗いとか、手袋の使い方、交換のタイミングまで細かくチェックされて、必要に応じて指摘や改善を図られております。それから、衛生的な調理工程と動線になっているかなど、そういったようなチェックもしっかりされていると感じております。こういったことから、衛生管理におけるチェック体制は十分強化、充実されたものと考えております。あともう一点、人員体制についても委託のメリットとしてお話していたところだと思うんですけれども、スムーズな事業移行のため、直営時の 23 人体制より 2 名多い 25 人体制でやるということで提案を受けておりました。結果的に、令和 3 年度は平均 25.9 人と充実した体制で業務を遂行していただきました。それから委託業者の事業所間で、近隣の事業所も受託されていますので、相互の応援体制もありまして、そちらの調理場に長門市センター所属の調理員が応援に行ったという事例も聞いております。逆にこちらではそういったことはなかったんですけれども、こちらの調理場で万が一調理員が不足する事態が起きても応援に来ていただけるものと考えておりました、そういった相互応援体制についても構築されている点も委託の大きなメリットと感じております。委託業務開始以降、これまで事故もなく給食を届けることができておりますが、今後も緊張感を持ち、委託業者との緊密な連携体制により、安全・安心な給食が提供できるよう取り組んでまいりたいと思います。

重村委員 委託業務で、今コロナ禍の中で、やっぱり調理員さん自体が、そして家族が感染するというケースも十分考えられると思います。令和 3 年度もそういう状況下の中であつたかと思いますが、アウトソーシングした効果が最大限に今後も発揮されるように指導、監督をお願いしたいというふうに思います。この件で確認をしておきたいのが、歳入の部分です。決算書 54 ページになりますけど、関連ということで聞かせていただきますけど、学校給食費の収入未済額ですね。これは前年を確認しましたら、未済額というのは減少傾向にはありますけれども、過年度分も一緒懸命、徴収業務にあたられての成果だと思

いますけど 6 万 1,990 円あります。まずこれが、内容として現年度分なのか過年度分なのか、まずこれを少し教えていただけたらと思います。

秋津教育総務課長 この 6 万 1,990 円につきましては、平成 29 年度までの過年度分の学校給食費の未納となっております。具体的に内訳で言いますと、2 名分で実世帯数は 1 世帯でございます。

重村委員 こういう未済額があると、私は子どものためにも保護者に払っていただきたいという思いがあるんですよ。確かに、コロナ禍の中で厳しい家庭環境もあるかなということで今お尋ねをしました。現年度分ではありませんということですから、これも先ほど言ったとおり、やはり長年経ってしまうと非常に徴収がやっぱり少額でも私は難しくなると思います。それは、時間が経つと人間というのは心も変わってきますし、そういった意味で早くこれがゼロになるようにご努力をしていただきたいと思いますと思うんです。これは、回答は結構です。

早川委員 令和 2 年で課題と今後の取組のところに、「地域食材を利用した献立の充実」というところがあるんですけども、これは令和 2 年度のときに「作付面積をタマネギとジャガイモは拡大する」という答弁をいただいているんですけども、令和 3 年度はタマネギ、ジャガイモということに関してはどういう対応というか、事業をされましたでしょうか。

惣代学校給食センター所長 給食センターでは、市内産野菜の地産地消の向上を図るため、県の農林水産事務所と JA の職員との情報交換会を定期的を開催しております。特に県下一斉での取組となる学校給食地場産週間に向けては、事前に市内の農事組合法人等の作付にかかる作付面積、それから野菜の定植日、作付の株数、発育状況についても細かな情報提供が寄せられて、関係団体と一丸となり地産地消に取り組んでいるところであります。今委員が言われましたジャガイモ、タマネギの作付面積の拡大につきましては、市内の農事組合法人の作付や経営等の指導にあたる農林水産事務所からも米、麦、大豆といった土地利用型の作物に加えて、野菜と園芸作物の作付についての指導であるとか、お願いをしているところですが、令和 4 年度産に向けた規模拡大というのが叶わなかったところであります。一方で、令和 3 年度における新規参入の取組でありますけど、ジャガイモ、タマネギ以外のものになりますけど、農林水産事務所や JA の協力により、ナス、カボチャを生産する農家が 1 農家、白オクラを納入する業者 1 業者、さらにレンコンを生産する 1 農家の令和 4 年度からの新規参入が可能になったところであります。

早川委員 この成果のところでは有識者の意見のところでも、食育視点での記載の成果というところが欲しかったというような書き方をされているんですけども、業務の成果はここに出ているんですけども、食育に関しての成果はどういったものがあつたでしょうか。

秋津教育総務課長 給食は生きた教材と言われるとおり、食育を行ううえで大変有効なものと考えております。一概に食育といいましても、そこには食事の重要性への理解であるとか、心身の健康のためであるとか、食品を選択する能力など、多くの大切な視点がございます。中でも、食を通じた生産者への感謝の心や食を通して地域の文化を理解するといった食育の視点は特に大事にしたいと教育委員会でも考えておりますことから、センターでは地域性のある内容豊かな給食の提供に取り組んでいるところでございます。そうした食育の取組への成果指標としてはまず、地産地消率というものが指標になると考えております。県産食材の使用率は、点検及び評価報告書に書いておりますように、県内食材は 88%、市内産では 31.8%という、少量多品目という本市の農業特性がある中でのこの率は十分とは思っておりませんが、評価できるものと考えております。それから、食育の評価としまして、県の学校栄養士会が毎年実施しているアンケートがあります。その中でけんちょうなどの郷土食を知っているかというような質問が毎年あります。センターでは毎年秋ごろ、「ながと食の日」に郷土食のけんちょうを提供し、子どもたちに郷土の食文化を知ってもらう取組を続けております。この郷土食を知っている率というのも、食育の成果指標として捉えております。現在、小 5 と中 2 に聞くアンケートなんですけれども、小 5 のほうが 66.8%、中 2 のほうが 83.7%でございます。いずれも昨年度より上がっておりまして、また県平均よりは高い数字となっております。おそらく家で食べることが減ってきていると思われる中で、徐々に上がってきていることは取組の成果の一つと捉えております。引き続き、学校給食を通じた食育への取組を充実させていきたいと考えております。

早川委員 決算書 244 ページ、「教育振興費」、010「補助教員設置事業」、令和 3 年度の金額が 1,929 万 9,562 円、前年度は 2,147 万 9,562 円、少しだけですが減っている理由というのを教えてください。

河瀬学事班主査 令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により夏季休業中の短縮というのがありましたので、そちらのほうに補助教員のほうが執務する必要がありましたので、その予算で令和 2 年度の決算額が上がっております。

早川委員 では、事業的には昨年度も今年度も変わらないというところで、受け取ってよろしいでしょうか。

有馬学校教育課長 事業は同様でございます。

早川委員 事務の点検及び評価報告書 25 ページ、「教員業務アシスタント配置事業」なんですけれども、これは成果のところ、「アシスタントの配置により、両校とも時間外在校等時間の縮減が年々進んでいる」という成果を書かれているんですけれども、これというのは数値化というところではどういったものを

考えてらっしゃるのでしょうか。

有馬学校教育課長 仙崎中学校と深川中学校の教員の 1 か月当たりの時間外業務時間の平均につきましては、前々年度までは 1 人当たり 70 時間を超えておりました。それが令和 3 年度は、仙崎中、深川中とも約 57 時間で減少傾向が認められております。

早川委員 これというのは多分、先生たちはタイムカードとか無いって聞いたんですけれども、どのような数字の取り方をされたのでしょうか。

有馬学校教育課長 現在この時間につきましては、学校によってやり方は少し違うんですが、IC カード等を利用して、それで自動的に出勤時間、退庁時間が記録されるというような形も取っております。

早川委員 評価報告書 34 ページ、「特別支援教育教員補助事業」についてですけれども、支援の必要な子どもたちが、児童生徒が年々増加しているということが書かれています。どのくらい増加して、どの様な変化があったのかというところも含めて説明していただけないのでしょうか。

有馬学校教育課長 各学校に在籍している特別な配慮を要する児童生徒です。特別支援学級に在籍している児童生徒あるいは通級を受けている児童生徒、あるいは担任等から見て配慮が特に必要だと認められる児童生徒、こちらのほうについて毎年学校のほうから報告をしていただいております。その結果、調査の記録があります平成 29 年度ですと、全体の 13.9% という数値を持っておりましたが、昨年度が 18.8% と要配慮児童生徒が少しずつ増えておるという状況でございます。

早川委員 私が議員になってからも、一度この児童数というか支援児童数を増やしていただいた経緯があると思うんですけれども、今回この課題と今後の取組のところにも「場合によっては増員を検討する」というふうな書き方をされています。これに関してはどのような、ここで書かれているというところで期待をしているんですけれども、どのような見解というか認識でしょうか。

有馬学校教育課長 配慮を要する児童生徒は、先ほど申し上げたとおりですし、この事業に対する学校のニーズも大変高くございます。したがって、今おっしゃいましたような検討は必要だと考えております。

早川委員 ぜひ、検討だけでなく本当に教師の働き方というところでも、いろいろな施策を出されていますけれども、これもこの事業に関しても、そこに大きく関わってくることだと思いますので、ここもやっぱり検討というか、しっかりと実現に向けてほしいと思います。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、教育総務課及び学校教育課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ

者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、教育総務課及び学校教育課所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 11 時からといたします。

— 休憩 10 : 49 —

— 再開 11 : 00 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、生涯学習・文化財課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野教育部長 それでは、生涯学習・文化財課所管につきまして、令和 2 年度決算との比較により、令和 3 年度決算額の増減理由について大きい額のみ補足させていただきます。決算書 257 ページからの第 6 項「社会教育費」につきましては、前年度に比べ約 1 億 9,000 万円の増額となっております。令和 3 年度につきましては、第 2 款「総務費」、第 1 項「総務管理費」、第 7 目「文化振興費」から、「文化活動支援事業」及び「長門市美術展開催事業」を第 3 目「社会教育振興費」へ費目変更したこと、加えて、文化財保護費の「歴史民俗資料館（仮称）整備事業」の実施が主な増額の要因でございます。そのほか、個別事業につきましては、「主要な施策の報告書」及び「教育委員会事務の点検及び評価報告書」に記載のとおりであり、歳入につきましては、特に補足すべきことはございません。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 教育委員会事務の点検及び評価報告書 47 ページについて、お伺いいたします。今の部長の補足説明にもありましたが、この増額となった理由に歴史民俗資料館の整備事業が多かったという理由であると聞きました。それで、これを見ますと予算額が 2 億 2,018 万 4,000 円に対し、決算額が 2 億 276 万 2,653 円となっており、執行率は 92.1% と高いんですが、差額を見ますと 1,742 万円という結構高額な金額が執行されてないというふうに感じております。今年度の 9 月にオープンしたヒストリアながとですが、この金額で、これだけの金額が不足というか、それで課として十分なものができたというふうに評価されているのか、金額面でお尋ねをいたします。

大嶧生涯学習・文化財課長 執行率 92.1% につきましては、建築、電気設備、機械設備工事、備品工事に係る入札減によるものが大きいということになっております。具体的に建築工事であれば、1 億 2,400 万の予定価格に対して落札額 1 億 945 万と、ここの部分でも約 1,500 万円ほど減となっております。そうしたことから、執行率は 92.1% となっております。また、入札減にはなりました

けれども、当然その執行に当たりましては設計内容にもとづき実施をしておりますので、入札減の関係でなっておりますので、内容的には充実したものができたというふうに考えております。

岩藤委員 分かりました。私も見させてもらって、やはり手作り感がすごくあって、展示内容はすごいなと思ったんですけど、やはりもう少しお金もかけられるところもあったんじゃないかなというふうに感じましたので、余計なことだったかもしれませんが。それで次の質問なんですが、この課題と今後の取組の中で、市内の各所に保管されている民具の整理に取り組むとあります。これは、今年度のヒストリアながとのオープンと同時に民具の展示もされるのかなというふうにも思いましたが、今教育支援センターの 1 階の倉庫的なものに民具の展示があるかと思います。今年度予算だと思いますが、村田清風記念館の民具を今度移転をされるというふうにも聞いておりますが、それらの民具を今後どのような整理に取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

大嶧生涯学習・文化財課長 民具につきましては、現在ヒストリアながとの 2 階の一部にも生活民具、古い時計とか電話機も展示しております。委員ご指摘の農具等につきましては、言われたとおり別館の 1 階に今展示しております。村田清風記念館に展示してあります農具、民具等につきましては、今ご指摘のとおり、今年度の年末から移転の工事を予定しておりまして、別館の 1 階のほうに囲炉裏等を持ってきまして、展示するようにしております。

岩藤委員 村田清風記念館の展示の内容を見ると、いろいろ村田清風記念館にも行かさせてもらって、今年度の予算でしたので採決した後で申し上げられることはないんですが、来館された方の評価はすごい評価があるというふうにも聞いておりますので、これから展示の仕方とか考えるに当たっては、やはりしっかりと考えていただいて、なおし込むのではなく、あれは本当昔の生活の一角が展示してあるので、せめてそのぐらいの展示を検討されとか、そういうふうに考えていただけたらというふうに、これは観光客の声も聞いてからの意見として挙げさせていただきました。これは答弁は難しいかと思いますが、もしお答えできることがあればお答えをお願いしたいと思います。

大嶧生涯学習・文化財課長 委員ご指摘のご意見につきまして、十分検討して、できる範囲で展示の内容を行っていきたいと考えております。

早川委員 同じ 47 ページの成果のところ、来館者が快適に過ごせる建物は確かにできたと思うんですけども、この中で多様な展示が可能となったと書かれております。この多様な展示が可能となったという具体例と、どんな理由で今まではそういうものができなかったのかというところを教えてください。

大嶧生涯学習・文化財課長 改修を行ったことによりまして、展示スペースが従前より約 2.4 倍に拡張し、ウォールケースや展示ケース、展示パネル、VR、

モニター等を整備したことにより、古代の遺物や萩焼、古文書、地質や化石、引き揚げに関する資料、無形民俗文化財や史跡の映像、市内文化施設へのガイドダンス等、今までは企画展として限られた期間で展示していたものや、全く展示できなかったものが常設として展示できており、来館すれば長門市の自然、歴史、文化に関する資料が幅広く閲覧できるようになっているというふうに思っております。今までは、展示スペースが 1 階の一部しかなく設備も十分でなかったため、保管していた多様な資料が展示できなかったと考えております。

早川委員 これまで常設できなかったものとして、企画展とか本当に限られたときにしかできなかったものが常設展示できるというところなんですけれども、企画展は今後もやられていられるかと思います。この令和 3 年度も当然、建物を改修しながらこの令和 4 年度の企画展等を多分考えられてきたと思いますけれども、下にも「来館者に何度も足を運んでいただけるよう」という課題と今後の取組のところに書かれておりますけれども、この来館者という対象者というのは、どのようなことをお考えでしょうか。

大嶧生涯学習・文化財課長 来館者につきましては、もちろん市民の皆様をはじめ、本市へ来訪される方に対して発信をしていきたいというふうに考えております。

早川委員 すごく大雑把な、当然それは分かっているんですけれども、企画展と言え、やっぱり対象者を決めてこういう企画をしようとか、展示をしようというところから詰めていかないと、本当に身の入ったというか、企画展としてなかなか難しいかなと、次につなぐ企画展としては難しいかなと思います。企画展の目的やターゲットというのは、計画内容というのは、私からしたら前年度、前々年度から当然計画を立てていくものだと思っているんですけれども、この計画作成時期というのは、今後というか、令和 3 年度はどのように計画を立てていらっしゃったでしょうか。

大嶧生涯学習・文化財課長 令和 3 年度は、改修工事で企画展等はできなかったわけなんですけれども、今年度に向けて展示準備、企画展の準備をしております。今現在、1 年先の計画も今策定しております。作成時期については、基本的には次年度の予算要求時期に行ってきますけれども、状況等によって企画の変更も行いながら事業展開していきたいと考えております。

早川委員 根本的にこの企画展というのは、どなたがどういった形で企画されるのでしょうか。

大嶧生涯学習・文化財課長 企画展につきましては、文化財保護室は現在 4 名の職員を配置しております。そのうち 3 名が学芸員資格を有しておりますけれども、職員全員で今後の 1 年間に考えられる企画内容を検討して決めていっております。

早川委員 最後の質問にしますけども、小中学生のヒストリアながとの使用というところでは、令和3年度まではどのような連携を取られていたのでしょうか。

大嶧生涯学習・文化財課長 小学生につきましては、小学3年生が昔の道具、2年生が地域のまつり等、社会科の歴史の授業で勉強されておられます。そうした勉強として現地に来ていただいて、実際に体験していただくというようなことを行っておりました。

早川委員 ありがとうございます。市内の全校が必ず今後、ヒストリアながとに行くという形にはならないのでしょうか。

大嶧生涯学習・文化財課長 今年度ですけれども、オープンにあたり市内の社会科の学校の先生にも協力いただいて、展示内容の一部も計画していただいております。そうしたことで、その社会科の先生を通じて全学校について来館いただけるようお願いをしているところでございます。

重村委員 それでは、決算書 268 ページになります。「公民館指定管理事業」、それから「公民館事業」について、決算を踏まえて見解をお尋ねしたいんですが、主要な施策の報告書では、指定管理事業のほうしか記載がありません。それで、点検及び評価報告書のほうでいうと公民館管理運営事業、39 ページに報告されています。大きな話になりますけれども、この記載の中で、この公民館の指定管理、公民館の運営事業、その中で指定管理事業、今仙崎と俵山以外というのは直営で市の職員が公民館を運営されておられますけれども、今後の課題とか成果とか、今後に向けてのところにも一切、指定管理業務の令和3年度どういう動きがあつて今に至っているというような報告は一切記述がないんですが。記述がないんですが、長門市には経営改革プラン進捗状況というのが毎年公表されていて、平成30年度の記述を見ると「公共施設等総合管理計画と整合性を保ちながら検討していく」としてアウトソーシング、指定管理者制度導入を検討していくと。これはどういうことかというのと、例えば通公民館が、現公民館がもう難しいから漁協の中が変わって入りますよと。仙崎公民館はもう指定管理になっているけど公民館の建替え、こういったタイミングと整合性を図りながらアウトソーシングを検討していくんですよということが、平成30年には記載されているんですよ。全くもって成果とか運営事業について、そういう記述がない。これは多分、江原市政になってこういう記述が全く無くなっていっているというふうに私は思っているんだけど、その点についてどのような、令和3年度の決算を踏まえて、見解を持たれて事業を進められたのか、お尋ねをしたいと思います。

伊藤教育長 まずもって、この事務の点検及び評価報告書等に記載がないという部分については、お詫びしたいというふうに思います。基本的な方針としまして、公民館はやはり地域の学習拠点であり、地域づくり活動の拠点であると

ということから捉えまして、この目的を果たすためには、やはり地域住民で構成される地域団体、これに指定管理者として運営していただくという手法が理想であるというふうに考えております。特に変わりはありません。したがって、現在の市民協働の取組、まちづくり協議会等、各地区で今立ち上がっております。そうした団体、これが地域に根ざし、継続的な運営が可能となった場合に、公民館の指定管理、俵山、仙崎に加えまして新たに指定するというふうに考えております。しかしながら、指定管理はそういった公民館の目的に關しまして、この運営を行える団体、またその団体が継続的な運営ができる、そういったものに育ってはじめて指定管理を行えるというふうに考えておりまして、それまではやはり公民館の目的維持につきましては、市で直接行っていくということでありまして、今回の建替え等のタイミングがございましたが、その基本的な構えには変わりはありません。

重村委員 それでは、先ほど少し話をいたしました、これは違う項目、通公民館の整備事業に入っちゃいますけど、公民館は先ほど言いましたように、公共施設等の管理計画と整合性を保ちながら、そのときには指定管理者制度導入ということも、ただ施設がどれだけの大きさがいるのか、どこに動くのかだけじゃなくて、こういった話もしながら、いろんな計画と整合性を保ちながら、このタイミングでこの話をしますよということが、経営改革プランに書いてあるんです。通の整備計画のときに、通の公民館、仙崎はもういいですよ。指定管理されているんだから。通公民館の移設の話のときに、固まりました。だけど、その話を出されているか。通は確かに厳しいという判断が 1 回あったかもしれない。だけど、この整備計画のときに、ただ「どこに動くの」だけじゃなくて、行政は横断的な施策の中で、この話を私はもう 1 回ちゃんとするべきだというふうに思いますけど、そういう議事がされたのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 私ども、昨年度からこの整備検討委員会を立ち上げさせていただいて、いろいろと、まずどこに移転するのか、建設するのか、そういったことの議論からスタートしましたがけれども、その中でこの指定管理、公民館の運営ということの議論というのは、その検討委員会の中でなされてはおりません。それとは別にですけれども、通地区の発展促進協議会、そちらがまちづくり団体ということで設立を既にされておりまして、そういった方々に——これはすみません、年度がいつからかというのは定かではないんですけれども、そういう公民館がもし移転、昔の話なので中学校への移転という話から入っていったと思うんですけれども、その中ではそういう指定管理の可能性というのは協議させていただいておったというのは事実であります。ただ、今回いろいろ紆余曲折ある中で、漁協に移転ということが決まったんですけれ

ども、そこに至る過程ではちょっと指定管理云々という話はなかなかできてこなかったというのは事実でございます。

重村委員 令和 3 年度の決算を踏まえて、私はそういう記述がないというのは執行部側もそういう動きをひょっとしたらされてないんじゃないか、ご努力を。長門市の計画としてはあるんでしょう。あるのであれば、そういう話をもった、そして成果と課題にこういう進捗状況になった、来年度からの見通しになったとか、全く進んでない、これが課題だという記述が私はあってしかるべきだというふうに認識しています。あと、今一度のところできちんともう 1 点、質疑をさせてもらいます。

早川委員 評価報告書 39 ページなんですけれども、「公民館管理運営事業」、これの令和 2 年度の繰越しの予算額と現年の予算額の数字が、昨年度の資料と違っているんですけれども、ここの説明をお願いしたいと思います。

南野教育部長 今ご指摘ありました、昨年度作成しましたこの事務の点検及び評価報告書と、今年度作成しました報告書の記述が違うということなんですけれども、取組状況の中に二重丸で「公民館施設等維持管理事業」、今年度作成しました中に 6,509 万 6,989 円とあります。その 2 段下に、「公民施設」と書いてありますけど「公民館施設維持管理」ですね。そこの括弧の中に、三隅公民館と日置農村環境改善センターという記述がございます。ただし、この 2 館につきましては、公民館費ではなくて社会教育施設費という費目が違うこともございまして、これまではこの予算額、決算額の中に数値を含めておりませんでした。ただし、今私が申し上げました維持管理の中には名前があるのに、数字の中には名前がないということで分かりにくい表記になっておりましたので、今年度作成分から、令和 2 年度の分でございますけれども、2 館の決算額、予算額も含めたものに変更させていただきました。

重廣委員 点検及び評価報告書 45 ページ、主要な施策の報告書 148 ページであります、ここで執行率の低さといいますか、77.2%というのはなぜかと聞こうとしたんですが、主要な施策の報告書には、向津具小学校の開催が週 4 から週 1 に変わったことによるという説明があります。こちらの点検及び評価報告書と主要な施策の報告書は、統一していただきたいなという一つお願いがございします。先ほどのパーセンテージが違うのがありましたよね。それぞれ出されるところはほとんど同じと思うんですが、その数字や何かはなるべく合わせていただきたいというのが一つお願いがあります。そこで、この向津具小学校の週 4 予定していたのが週 1 になった理由というのは、どのように調査されてますか。

大嶧生涯学習・文化財課長 向津具小学校の児童さんにおきましては、子どもさんの習い事等の関係で、当初予定した人数が習い事等の理由によって減少し

ております。

重廣委員 そういうこともございますが、私も少し伺ったところによりますと、やはりスタッフが不足していると、面倒を見る方が。ここはおそらく保護者の方が、通もそうですけど、当番制みたいな感じで回りよってという話を聞くんですよ。それで、スタッフが不足から週 1 になったということを私は聞いております。そこで、令和 3 年度の事業の中に、スタッフの育成を目的とされた事業がいくらかあると思うんですが、その成果について教育委員会としてはどのような見解をお持ちなのか、伺いたいと思います。私はこの質問というのは毎回、毎回、これからは運営スタッフ、管理員を探してくること、増やすことが大変であるということは教育委員会も言っておられますし、私どもも感じております。令和 3 年度、なぜこういうことを言うかということ、これまで私どもが質問できるのはこれで最後なんですよね。もう令和 4 年度からは、所管移行しておりますので、子育て支援課のほうに。聞けないんですよ。だから今言ったスタッフを増やすという動き、令和 3 年度の。そのことについて、どのようにされたのかお伺いします。

伊藤教育長 今、向津具小学校の事例を参考に考えたわけですがけれども、これは向津具小だけでなく、全体に言えることであります。今委員ご指摘のように、令和 4 年度、今年度からは所管替えという現状でございますが、教育委員会としまして、ずっと関わっていかねばならないところはまさにこの部分であって、教員 OB であるとか、そういった人材を子育て支援課のほうにいかに共有できるような体制を取っていくかということが、やはり教育委員会として関わり続ける子どものことですから、これは教育委員会としても関わっていかねばいけないということを思っております。今後もやはり、登録とかという形じゃなくて、やっぱり知っている人を、教育委員会は教員 OB をよく知っていますので、把握していますので、その知見をどんどん知らせて提供していきたいと、そのように思っておりますのでございます。

重廣委員 令和 3 年度におけるスタッフの育成のための事業、並びにその成果をちょっと伺いたいんですが、それについてはいかがですか。

磯部生涯学習スポーツ振興班主査 スタッフの育成ということなんですが、毎年度、放課後子ども教室のスタッフの交流研修会というものを夏休み期間中に実施しておりまして、その中でスタッフの意見交換等を行っております。

重廣委員 意見交換されるのはよろしいんですけど、私は新規の育成についてということで聞いたんですけど、おそらく何もされてないと思います。原課として、これからの課題であるとは認識されながらも、スタッフを増やしていこうという努力はおそらくされてなかったんじゃないかと私は、ちょっときつい言葉ですけど言わせていただきます。これは、もうこの質問はできない

と先ほど言いましたよね。子育て支援課のほうに所管替えしておりますので、ただ、今までの肩の荷が下りたとか、その発想は私はやめていただきたい。それと、私も一般質問等で今まで一本化、一本化と言いましたが、これは特に報酬の面なんです。報酬の面で一本化。平成 31 年くらいに一本化しますというふうなことを言われたけどできなかった。なぜか。国が、厚労省と文科省が一つのことにしてないから当然一緒にならないのは当たり前です。それで報酬に関しましては、いくらか揃ってきたという認識を持っております。それで「所管替えしたから私らは関係ない」ではなくて、これからの一本化への方向も含めてということが書いてありますが、地域にとって最も良い形になるようにというふうな思いであれば、子育て支援課のほうに口を出していただきたい。今までの経験を踏まえて。アドバイスなり何かをしてください。私も調べたんですが、この放課後子ども教室に関する補助金は、各地区の教育委員会の名前でないで補助金がおらないというふうに聞いております。これから子育て支援課がやるにしても、結局こちらのほうにお願いして補助金申請はされるわけなんですよね。そういう話を伺いました。国のもとのほうで一本化されてないから、4 月で一本化するという、気持ちは一本化なんでしょうけど、ただ一つの課がやりだしたというだけで、基本的にはそれぞれの募集方法、安全管理員の仕事内容、いろいろ違うところがありますから、一本化するのであれば、今までの経験を生かしてアドバイスをしていただきたいという気持ちがあるんですが、最後に教育長の意見を伺って質問を終わります。

伊藤教育長 今委員ご指摘のように、一本化ということの中で教育委員会の果たすべき役割、やはりこれまでの経緯を踏まえたアドバイスと口を出していくということ、それとやはり指導者を紹介していくということ、これがやはり教育委員会の責務であると思っております。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、生涯学習・文化財課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。

重村委員 先ほど、公民館事業について質疑をしました。それで、今一度のところでもう 1 回見解を聞きますよということで、教育委員会部局の審査ですから、副市長に云々というわけにいかないと思いますけど、改めて教育長にお尋ねします。先ほどの公民館のアウトソーシング、指定管理者制度が強いだらうと思うんですけど、検討はこれからも進めていきますというご発言だったと思います。これは、今後の市政運営に関わることですから確認をしておきたいんですけど、先ほどちょっと言いましたが、長門市のホームページには経営改革プラン進捗状況というのが毎年公表されています。平成 30 年度までは公民館の運営事業、先ほど言ったように書いてあるんですよ。公共施設の見直しと一

緒にこのアウトソーシングも考えていくんですよという方向性が示されており
ます。平成 31 年、令和元年度、令和 2 年度のこの進捗状況の公表の中には、公
民館は一切記述から外れている。だから担当課が、担当職員が公民館の指定管
理というのは何か一時中断なのかな、もうこれで俵山と仙崎以外はもう無理な
のかなというような私は状況下で仕事をされているのではないかと。だって、
経営計画プランにも公民館のアウトソーシングのことは一切、令和元年から記
述が外れているんだから。今の記述内容は、例えば温泉施設を指定管理に出し
たらどうかとか、公園施設、保育園・幼稚園の指定管理、こういうことが記述
されていますよ。だけど、江原市政に変わった途端に、令和元年、令和 2 年
には公民館の関連の記述を削除している。これはやはり、私たちは議会として当
然それは進めていくものだという認識のもとで私達は予算の審査もするし、決
算の認定もします。こうやって記述がないということは、行政のトップが「も
うこの公民館はもう今の状況でいいんじゃないか」と、「指定管理とかアウトソ
ーシングはもう無理だ」というふうな判断をしているんじゃないかなって。だ
って外れてるんだもん。江原市政になってから。書いてない。だから私は、職
員がそういうふうな認識のもとに仕事をしているんじゃないかなと。教育長、
先ほど「当然やっていくんですよ」ということを言われたけど、経営改革プ
ランにも記述が外れているんですよ。この整合性というのは、どういう認識な
のかお尋ねしたいと思います。

伊藤教育長 今、経営改革プランから外れていると、記述がないというご指摘、
非常に反省すべきだと思っております。しかしながら、基本的なプラン、これ
はもう方針を変えたというものではございません。ですから、職員にもう一度
確認しまして、そういった姿勢がきちんと反映できるように、これから努めて
まいりたいと思います。

重村委員 それ以上ね、これは市長部局との関連もあるでしょうから。だから
もう 1 回確認をされて、公民館というのは俵山、仙崎、順番にやってきたけど、
これ以上無理だという判断のもと、一時的に中断するものなのか、経営改革プ
ランから外していくものなのか、これはよく検討していただかないと困ります
よ。私達も市民に説明責任がある。あくまでも、公民館というのは「指定管理
というのを受け皿が整い次第やっていくという事業なんですよ」なのか、「この
プランから外れていくもの」なのか、きちんとした見解をまた一般質問なり、
当初予算の審査なりで聞かせていただきますので、きちんとしたご回答をいた
だきたいというふうに思います。

吉津委員長 今一度、生涯学習・文化財課所管全般にわたり、ご質疑はありま
せんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上
で、生涯学習・文化財課所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機願います。

— 休憩 11 : 38 —

— 再開 11 : 39 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、都市建設課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 それでは、都市建設課所管について補足説明をいたします。まず、決算書では 211 ページから 230 ページの第 8 款「土木費」のうち、第 1 項「土木管理費」から第 5 項「都市計画費」までとなります。決算額が 8 億 4,245 万 7,000 円で、前年度より 193 万 6,000 円、率にして約 0.2%とわずかながら増加となりました。これは、第 2 項「道路橋梁費」において、橋梁長寿命化修繕計画に基づき琴橋外 6 橋の補修設計を実施した委託料約 4,000 万円の増、及び第 3 項「河川費」において、城山地区急傾斜地崩壊対策事業の完了により約 2,000 万円の減、並びに第 5 項「都市計画費」においては、地籍調査委託料の一部を翌年度へ繰越したことによる約 1,800 万円の減などを合わせまして、決算額の増加の主な要因となったものでございます。なお、主要な施策の報告書では 131 ページから 138 ページに事業実績等を記載しております。次に、決算書 281 ページから 284 ページの第 11 款「災害復旧費」のうち、第 3 項「公共土木施設災害復旧費」となります。なお、主要な施策の報告書では 154 ページに事業実績等を記載しております。続きまして、主要な施策の報告書のうち執行率が低い事業につきまして説明させていただきます。主要な施策の報告書の 132 ページになります。過疎対策事業について、執行率が 70.5%となっておりますが、これは市道土手正楽寺線測量調査設計業務及び市道白方大窪線道路改良事業他 1 路線を翌年度へ繰り越したことにより、執行率が下がったものでございます。次に、主要な施策の報告書の 138 ページになります。地籍調査事業について執行率が 41.9%となっておりますが、これは 3 月補正で予算計上した一筆地調査・地籍測量業務を翌年度へ繰り越したことにより、執行率が下がったものでございます。最後になりますが、主要な施策の報告書では 154 ページになります。現年公共土木施設災害復旧事業の執行率が 34.5%となっておりますが、これは記載しております市道 4 路線、3 河川及び市道岬西線の用地分筆登記業務を翌年度へ繰り越したことによるものでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 それでは決算書 216 ページ、「道路橋梁維持費」について、これは施

策の報告書にはございません。これは長門地区道路維持費、市道の道路維持費についてでございますが、長門地区、三隅地区、油谷地区、日置地区それぞれ書いてあります。まず、金額が多くなったところと少なくなったところ、当初予算に比べて、その違いは何なのか、それについて伺いたいと思います。

末永都市建設課長 増減の理由といたしましては、主に維持修繕工事におきまして、当初予定しておりました修繕箇所以外に緊急性の高い修繕箇所が突発的に発生することがございます。その場合において、地区間で予算を調整して対応しておりますことから、各地区に増減が発生しております。同様に、市道維持管理委託料につきましても、状況によって地区間で調整を行いますことから、地区間での増減額が発生しております。

重廣委員 その中の細目に、各地区において緑地環境管理というのと市道維持管理というのと 2 つありますよね。緑地管理というのが、あるところとない地区がございます。この違いについては、この違いは为什么呢。

波多野建設部長 緑地環境管理のほうは、主に通行に支障がない路線以外に、景観に配慮した路線を重点的に選定して植栽の管理などを行うものでございます。したがって、長門地区のほうで主に実績としてはさせていただいております。最近では白方緑ヶ丘線の入口のロータリーの除草、植栽、あと駅南のケヤキの植栽管理などに実績として使用させていただきました。

重廣委員 ちなみに油谷地区にもございます。それは大体わかります。これは認識として道路維持の草刈については自営の方でやられて、緑地管理とはちょっと専門的なことが入りますから、これは造園業の方に委託すると、そういう認識でよろしいですかね。

末永都市建設課長 委員ご指摘のとおりでございます。

重廣委員 この決算審査が終わった後に、また要望的意見というのが出ると思います。私どもが 3 年続けて市道、国道の維持管理、除草作業についてというのを出しておりますが、今年も出します。それはいいんですが、出している内容の中で、私は毎回市民団体との仕組みづくりを、除草作業についてやってくれというふうに書いておりますが、仕組みづくり、わかりますかね。ただ会計年度職員さんが行って草を刈る、またシルバーを雇うとかだけではなくて、地元の方と手を取りながら同時にやっていただきたいという意味合いが含まれていたんですが、この令和 3 年度、そういうことに動かれたかどうか。おそらく何もされてないと思うんですが、変化がありませんから。どういうことをされたか、もしありましたらお願いいたします。

波多野建設部長 市民協働の取組につきましては、私どもの課題と捉えております。今各自治会への草刈の委託のお願いは、例年通りさせていただいておりますけれども、この令和 3 年度の動きについては、安全上の問題もありますけ

れども、未だ課題として残ったままでございます。

重廣委員 私は、あえて言わせていただきますが、他の次の項目にも国、県への要望等は出てまいります。草刈についても国道の草を刈ってくださいと言ったら国道は県ですと。三隅側のほうは国が管理していると。今長門で一番汚い路線と言っても過言ではないところが、国道 191 号線の仙崎交差点から東側、わかりますか。両サイドは草がぼうぼうです。年に一度しか刈りません。それも今年刈られたのは春先、草の低いときに刈られて今は草がぼうぼうです。あれは市民の方、観光客の方が通られてどのように感じておられるかわかりませんが、それを国への要望、県への要望をどの程度やっておられるか伺いたいと思います。

末永都市建設課長 国への要望でございますが、令和 3 年度に、今委員おっしゃった三隅方面の国道については国が管理しておりますが、例えば地域でのボランティア活動とかで除草作業をさせてくれないかというご相談もしましたが、なかなか安全管理上、そういう作業は困るというご回答でございました。それと県におきましては、比較的緊急な除草作業のお願いとか倒木のお願いをしても、かなり早めに適切に対応していただいております。県の年間維持を持っている業者のほうに早めに現地のほうを対応しておりますので、県のほうとはかなり連絡がスムーズにいつているものと考えております。

米弥委員 決算書 220 ページ、第 2 項「道路橋梁費」、第 3 目「道路橋梁新設改良費」、主要な施策の報告書 131 ページの「辺地対策事業」なんですが、市道八幡線改良事業。昨日、学習会が終わって皆で現地を視察させていただきました。大変な工事だったと思ひまして、その八幡線改良事業の工事なんですが、一応事業目的に、通学路を確保とあるのですが、約 10 年の工事時間がかかっております。もっと工事期間を短くできなかったのか、担当課の見解をお尋ねいたします。

末永都市建設課長 平成 25 年当時、小学生が 3 名ほど事業開始のときにはいらっしやったということですが、事業完成の令和 3 年度までに 8 年間で、通学される方がいらっしやらない状況となっております。このことにつきましては、残念ながら目的を達することができなかったというふうに考えております。8 年間という事業期間につきましては、地形の状況等から大型の構造物が必要だったり、橋梁も 2 か所必要でございました。そういうことで事業費が割高になったことに加えまして、迂回路が設定できない地形でございますので、一般通行を確保しながら工事を進めないといけないということから、工事期間がどうしても長くなってしまいました。一方で、緊急車両の通行性や日常生活での利便性につきましては、道路改良により大幅に改善したものと考えております。

田村委員 それでは決算書 220 ページ、第 8 款「土木費」、第 2 項「道路橋梁費」、

第 3 目「道路橋梁新設改良費」、「通学路安全対策事業」についてお伺いいたします。まず、現在定期的に通学路安全点検合同会議が行われていると思いますけれども、これとの連携はどうなっているのでしょうか。

阿川都市建設課技術補佐 通学路合同点検会議につきましては、毎年夏に開かれておりまして、それにつきましてはの学校等の要望につきましては、事業の方に反映させていただいております。ちなみに今年度につきましては、カラー舗装の設置等を行っておりまして、事業の方に反映させているところでございます。

田村委員 現在、カラー舗装ですとか、白線であるとか、事業で使われておりますけれども、それ以外の通学の安全対策といったものに今後、この令和 3 年度事業を受けて取り組んでいかれる、例えば狭窄であったり、クランクであったり、スラロームであったりと、設置をされるような計画はありますでしょうか。

阿川都市建設課技術補佐 狭窄部とクランプ等につきましては、現在計画はございませんが、例えば区画線、白線を利用して、それからゼブラ等を利用して視認性を確保しつつ車両の減速対策を行ったり、あとカーブミラーの設置等で交通安全に対しての向上を図っているところでございます。

重廣委員 これは関連になると思います。今通学路について聞かれましたけど、道路橋梁新設工事、それが報告書のほうの 132 ページでございます。その中で、執行率の低さについては部長から説明がありました。過疎対策事業について、市道土手正楽寺線と白方大窪線ですか、その設計業務を翌年へ繰り越したということでしたね。事業概要の中には、かなり道が細くて大変なところでありますから、早急にでもやりたいというふうに書いてありますよね。それで執行率が 70.5%ということなんですけれども、これとあと 1 路線と書いてありますけどね。翌年へ設計業務を繰り越すということは、工事着工がまた 1 年延びるわけなんですよね。昨年私どもも見に行かしていただきましたけど、地元の方はすぐやってもらえると期待されていると思うんですが、この 3 か所ほど翌年へ繰り越した理由について説明いただきたいと思います。

末永都市建設課長 まず、土手正楽寺線についてですが、道路設計決定に伴う地元説明会を数回行っておりますが、そこで地元調整に時間がかかったことと、稲作の収穫時期と測量作業の工程が重なったことから、その調整に時間を要して測量設計業務委託を繰り越しました。続きまして白方大窪線ですが、これは工事のほうの繰越しでございます。当該路線には幹線となる水道本管が埋設されておりまして、老朽化対策として水道本管の敷設替えと本道路改良を同時に施工したことによる工程の調整に時間を要しました。また、現地で稲作をされておられますことから、稲作の収穫時期、これがちょっと通常は 10 月ぐらいで終わるところを 11 月末ぐらいまで、品種がちょっと特殊な品種を植えられいた

関係でかかりまして、それらの調整に伴う工期の延伸でございます。最後に、本郷畑線の道路改良工事になりますが、これは近接する工事であります県営の圃場整備工事の中で橋梁工事を行う計画がございました。それと本市道の橋梁工事との工程の重複、同じ仮設道とかルートを通りますので、その辺の調整を行いまして、円滑な事業促進を図ったことによるものと、また令和 4 年の事業に当たりまして、令和 3 年度に先行して圃場の畦畔をつくることによって、この度の令和 4 年の収穫を待たずに工事が着手できるということで事業内容を追加したこと、その分について繰越しの手続きを行わせていただきました。

田村委員 決算書 226 ページです。主要な施策の報告書 137 ページの「景観形成推進事業」について伺います。この事業によりますと、景観協定エリア内の修景を行うというところですが、こちらの成果と課題には、湯本地区の良好な景観形成につながったとあります。そして、先日行われたみらい評価委員会、観光課のほうでやっておりましたけれども、こちらのほうでこの事業について触れておられまして、そのエリア内ではあるけれども、景観にあまり影響のないところにこの事業が使われるよりも、景観形成につながるところにこの事業を行っていただきたいというふうなご意見がありました。そのあたりを含めて、令和 3 年度の事業をどのように受けとめておられるでしょうか。

藤嶋都市建設課長補佐 まず、令和 3 年度の実績につきましては、補助内容の部分で言いますと、公共交通の玄関口である湯本駅の駅舎がございまして、長門湯本駅の駅舎を自治会の集会所として利用されていらっしゃいます。その瓦の葺替え等を今回の補助事業で実施しておりまして、そういった意味でいきますと、観光客の皆様方の目に十分触れる、比較的目に触れる場所での事業内容であったのかなというふうに考えております。エリアは限定しておりますけれども、補助対象の要件でそういう大規模な事業、それから民間の一般的な住宅、こういったものが良好な景観形成につながれば、それはもう補助対象として認められるものでございますので、必ずしも、まさに効果があるよというところだけに限っているものではないということは、御認識いただけたらというふうに考えております。

米弥委員 ちょっと戻るんですが、決算書 222 ページ、第 2 項「道路橋梁費」、第 3 目「道路橋梁新設改良費」、主要な施策の報告書 134 ページの「道路交通安全対策事業」なんですが、主要な施策の報告書に書いてあります事業の成果と課題についてなんですけど、これは事業の概要であると思うんですが、改めて事業の成果と課題について伺いをいたします。

末永都市建設課長 本事業の成果としましては、橋梁点検の実施によりまして橋梁の長寿命化の観点から計画的な修繕を行うことが可能となり、中長期的な

コスト縮減及び事業費の平準化につながっているものと考えております。また、今後の課題といたしましては、約 500 橋の市道橋の維持管理であります。計画性のない事後補修対応であれば多大なコストを要します。財政の圧迫や他事業の進捗に悪影響を及ぼすことも想定されます。そのあたりが課題となります。今後は成果・課題について明確に記載するように心がけます。

重廣委員 ただ今ございました次のところ、事業名といたしましては「県営道路改良舗装事業」ですが、これは県がしていただく工事の 5%負担ということで、ここには謳ってありますが、これは県がやること。先ほど県に要望も出されているという話がありましたが、市民の要望が県にどのように伝わっているのか。市の優先順位と県の優先順位とは、おそらく少しずれがあると思うんですね。そのあたりの調整は市としてどのように検討、ご相談されているのか伺います。

植村都市建設課主幹 改良事業要望につきましては、毎年実施されております「県予算に対する要望調査」において県知事へ要望しております。それと河川新設や舗装の修繕、側溝改修等の維持要望に関する事項につきましても、毎年長門土木建築事務所に要望書を提出しております。先ほど課長も申しましたが、緊急を要する内容等は随時連絡を行いまして対応しております。そのことから、県の要望に関しては県のほうに伝わっていると考えております。

末永都市建設課長 委員言われました要望の順位のようなものが、うちと県のほうでは違うんじゃないかということなんです。どうしても県のほうで全体を見た中で優先順位が落ちてくるものもございまして、逆に今まで低かったものが上がってきたりという状況はございます。最近の例で申しますと、県道長門油谷線、津黄の元乃隅神社周辺の県道の渋滞に対する要望に関しましては、以前まではちょっとランクが低かったんですが、かなり地元からの要望も強くて、それを受けまして優先順位も上がってきております。同じく川尻から久津のほうに抜ける久津小田線だと思っておりますが、これに関しては毎年要望していますが、現状交通の量とかその辺りが低いということと、地滑り地域でございまして、なかなか事業費もかかるということから県の中で若干優先順位がずっと落ちたままとか、そういう状況になっております。

吉津委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、都市建設課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、都市建設課所管の審査を終了します。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開を 13 時 10 分からといたします。

— 休憩 12 : 06 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、建築住宅課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 それでは、建築住宅課所管について補足説明をいたします。決算書では 229 ページから 234 ページまでの第 8 款「土木費」のうち、第 6 項「住宅費」になります。決算額が 1 億 3,743 万 7,000 円で、前年度より 2,031 万 6,000 円、率にして約 12.9%の減少となりました。これは、第 1 目「住宅管理費」、コード 010「社会資本整備総合交付金事業」の市営住宅整備工事において、上川西市営住宅 C 棟及び仙崎市営住宅 A 棟の外壁工事など大規模改修を終えたことによる 1,425 万円の減、同じく第 1 目「住宅管理費」、コード 040「空き家対策事業」の空家除却事業費補助金では、前年度の 11 件の除却実績 1,033 万円に対し、1 件のみの 100 万円にとどまったことが主な減少の要因でございます。なお、主要な施策の報告書では 139 ページから 140 ページに事業実績等を記載しております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田村委員 それでは決算書 232 ページ、「空き家対策事業」についてお伺いいたします。まず執行率は 68.5%ですけれども、この理由についてお願いいたします。

永尾住宅班長 先ほどの部長の説明にもありましたとおり、危険空家等除却事業補助金、こちらのほうの件数が減少しましたことが一つの原因となっております。

田村委員 空き家で、今後どうしようかというふうに考えておられる方がたくさんいらっしゃると思うんですけれども、その中で事業に対する申請が減少したという理由はどういうふうにお考えでしょうか。

永尾住宅班長 昨年度、空き家に関する相談は全部で 56 件ありました。そのうち解体をしたいという相談が 23 件、そのうち補助金の該当になったのが 1 件ということに実際はなっているんですけれども、補助になるかどうかというのは相談を受けた空き家の状態が老朽化、台風等で倒壊し、また、飛散して人の生命・財産に危険を及ぼす状態、この状態を点数として基準で判定をするんですが、それに達しているかいないかによって補助に該当しない場合が多くございます。一般的にもう解体したいと言われるような空き家の場合はまず該当しなくて、この補助金の目的としては周りに影響があるような道路だったり、隣の家だったり、非常に危険な状態で周りの環境を守るために解体を進めていくという補助金でございますので、件数自体はちょっと少なくなっている

というところがあります。

重村委員 関連で質疑をさせてもらいます。この空き家対策事業については、本会議質疑で綾城議員も質疑をされて、詳細な数字というのは本会議でもご答弁いただいております。重複するかもしれませんが、補助金の相談は 23 件あって、そのうちの 22 件が執行に至ってないと、1 件については所得制限によってこの補助金を受けられないという事態、状況であったということです。本会議質疑の後、予算決算の分科会設置のところで委員同士が自由な発言の中で、綾城議員が指摘されているのは、この 23 件の方というのは補助金制度があるから、それを利活用すれば解体とかいうのを視野に入れて多分相談されていると思うんですよ。この家屋は皆さんに迷惑をかけてもいけないから、相談してみようと。それで、そこに補助制度があればやってもいい、補助をいただけるなら検討したいというレベルで相談されたと思うんですよ。最終的には今の要綱でいくと、その 1 件しか該当しなかったというのが令和 3 年度の決算では結論だろうと思うんですけど。細かく議員同士であれば、例えば萩市であれば、お隣の市であれば、その所得の制限が 500 万円、美祢市に限っては所得制限がないと。長門市の場合は、その世帯の所得が 250 万円と。だから世帯ですから、例えば極端な所得がなくても 2 人働いて 300 万あれば該当しないというような状況なんですよ。ここのあたりというのは市の見解として、他市が高いから、長門市が低いからということにもなるんだけど、そこら辺の見解というのは、その要綱ですよ条件、ここのあたりについては建築住宅課としてはどのように思われているか。

大庭建築住宅課長 先ほど永尾のほうが答弁した中で、空き家の状態というのを申し上げましたが、補助の相談に来られる方の空き家については、もう本当にただ単に古くなったから、そういった状態でもう安易に補助をもらえるから相談に行こうとかという方も多数いらっしゃいます。そんな中で、要綱の中で所得制限 250 万円というのは当初から、基本的には空き家というのは個人の財産だから、所有者責任において適切に対応していただくというのが大原則であるけれども、そうはいつても、いわゆる言葉は悪いですけど低所得の方については負担が大きいので、大まかな目安として要綱を設置したときは 250 万円ということを設定させていただきました。それによっては件数が少なくなるということはあるかもしれませんが、当面はこの 250 万円というのは維持していこうかと、今は考えております。

重村委員 他市がどうだから、長門市もそれに準ずるという見解を求めているわけじゃないんで。適正な今設定なんだという認識なら、それはそれでいいと思います。あと 22 件は結局、危険空き家としては認められないと。まだ適正に管理されているほうのうちの住宅であると、100 点に満たないと。これは委員の中

でも話に出たんですけど、例えばそれは 100 点という評価の点数に至る項目と
いうのがあると思うんですね。例えば、市街地であるのか、市道に面している
のか、そこが通学路になっているのか、非常に人通りが多いとか、そういった
ところで、例えば加点的なね。例えば、もう 1 年、2 年経過するとこれはもう間
違いなくそういう危険空家になっていくであろうという状況のような建物とい
うのは、今回も台風が直撃しましたが、予想以上に、思った以上に例えば瓦
が飛ぶとか、飛散するとかということも考えると、田舎のど真ん中にある建物
と、そうやって市道に面しているとか通学路に面しているとかいうのでは、何
か優先順位というかね、この状況が一緒だから点数は一緒なんだという考え方
というのは、少し考慮されるところがあってもいいのかなと思うんですけど、
そこらあたりの建築住宅課の見解というのはいかがでしょうか。

大庭建築住宅課長 空き家の状態の点数につきましては、いわゆるどこにあろ
うが基準は一緒でございます。その上で周りに、いわゆるポツンと 1 軒家かど
うかというのは加味はしてまいります。ですから、周りに何も影響がなければ
補助対象にはいたしません。

重村委員 ちょっとくどいようだけど、だから私はポツンと 1 軒家は極端に言
ったら勝手に朽ちていくということも、私はまあそれでもいいというか、よろ
しくはないけど大丈夫だと思います。問題は、通学路にあるとか、市道に面し
ているとか、交通量が多いところなんかというのは、その見た目の点数以外は
評価しないんだというんじゃないで、近年中にそういう本当に思いもよらず倒
壊するとか、瓦が飛ぶとかということも考えられるから、ただ状態だけじゃなく
て、ここが如何に大切な道路に面しているとか、人的な被害がここは起こりや
すい場所なんだとか、そういうことを加点の中に入れる必要があるのではない
かというふうに言っているんですよ。

永尾住宅班長 確かに、特に仙崎とか家が密集している場所、非常に空き家も
増えておりますし、危険だなというふうに思っております。この判定の中では、
建築士と一緒に行って判定を書きますけど、点数だけではなくて調査員の所見
を書いていただいておりますので、これで補助金に該当するかどうかというの
が変わる状況ではないですけど、所有者の方には周りの状況を、所見を踏まえ
てきちんと管理していただけるように、こちらのほうから文書等を送って、写
真を付けて危険性を周知しているところでございます。

重村委員 最後にします。決算を踏まえて、やっぱり執行率が一つは低いとい
うこと。それで問い合わせ件数の割に執行に至った件数が 1 件ということで、
そこらあたりが事業として、施策の背景としていろいろ問題点があるんじゃない
かなということと言わせていただきましたけど。最終的に、街中で今そうや
って相談されるということは、多分この家をこのままリフォームして住み直す

んだとかいう状況じゃなくて、最終的には解体の方向でしか考えられない物件で相談に来られていると思うんですよ。そういう方達というのは、若いというよりもどちらかというと私は、高齢の方が多いいんじゃないかと思うんですよ。それで最終的に、行政代執行に至るような物件にならないように、この事業を私は活用していくということも視野に入れるべきではないかと。だからそれは市からしたら、予算が出ていかない方がいいですよ、こういう物件で。だけど、そこに至る前に上限 100 万円、150 万円の中で、解体が本当に必要な家屋が、特に市街地にある家屋がきちんと所有者の責任のもと、補助金を使いながらきちんと処理されていくということもある側面からは考えながら、この事業というのを進める必要があるんじゃないかということだけ言わしていただいて、終わりにしたいと思います。

早川委員 今の重村委員の質疑とも被るかもしれないんですけども、これはいずれは、この 22 件とか 23 件というのは、いずれは空き家予備群、もう空き家だけれども危険空家の予備群になろうかと思うんですよ。この数字というのは。この事業というのは、危険空家の解消が目的だと思うんですけども、その危険空家を解消するための防護策として、その前段階としてそういう気持ちがある人に対しての施策もここに入れてはどうかというのが、多分皆さんの。一歩手前の空き家、本当に危険空家を、100 点以上の危険空家に対してだけの事業ではなく、その前に解体する意志がある人たちの事業でも考えられてはどうかと思うんですけども、それに関してはどういう、危険空家ではなくてその前の空き家対策というところで、何かご見解があれば。

永尾住宅班長 今、長門市の企画政策課のほうで、空き家バンクの登録の推進をしております、そちらともこちらの部署と連携をしながら相談のあった空き家につきましては、補助の対象にならないものとか、まだ空き家バンクで登録できるものはそちらのほうをお勧めして、相談を受けていただくとか、そういうところを実施しております。

早川委員 ということは、もうこの事業の内容というのは全然変えないという方針というところで受けてよろしいんでしょうか。

大庭建築住宅課長 事業の決算の数字には表れませんが、さっき言いましたように企画政策課と連携をとって、まだ十分使える空き家については空き家バンクに登録していただいて活用いただける道を探っております。それと別に、いわゆる空き家の対策として、空き家の対応の支援のために毎年空き家セミナーを開催して、この空き家の取扱い、司法書士さん等も招いてそういった相談に乗るようなことをしております。ですから、今も危険な空き家にならないための対策ということで取り組んでおります。今回新たな取組として初めて、今月号の広報に空き家対策についての特集を掲載させていただいております。

す。

早川委員 最後に 1 つだけ。敷地内に持ち主がいらっしゃる場合は、同じ敷地内に危険空家があったとしてもそれは対象外というところは、その理由というのはどう説明されるでしょうか。

大庭建築住宅課長 分かりやすい例ですと、家を新しく建て替えた。古いのをそのまま残しておいて物置きとかに使っているという方がけっこういらっしゃいます。そういうのは対象にしないということでございます。

重廣委員 それでは、ただ今と同じページになりますが、「住まい快適リフォーム助成事業」について伺いたいと思います。この事業は 8 年前くらいから商工水産課のほうを担当いたしまして、4 年程度前ですかね、こちらのほうに移動したと記憶しております。それで、これは 3 月の当初予算のときも私は申し上げましたが、この成果と課題の中に書いてあります「バランスを考慮した」と。分かります。いつも特定の業者さん。助成を受ける市民の方はバラバラでございしますが、特定の業者さんに限定されて、申請受付期間も割と早くなっているという話がありますが、この令和 3 年度の決算にあたりまして、その対策についてどのようなことをされたのか伺いたいと思います。

大庭建築住宅課長 まず、業者さんのことにつきましては、これにつきましてはどうしても市民の方が業者さんを選ばれますので、特定の業者に偏っているからといって市のほうがそれを拒否することはできませんので、ちょっとご了承いただければと思います。それと、例年、申請期間が短いということですが、大変ご好評いただいている事業で、今そうやっていろんな重廣委員がご指摘のとおり、早く無くなるから対策をとということで、交付決定後 1 か月以内に着工をお願いする、これはお願い事項ですけれどもしております。申請書を見る限りは着工されていて、遅れている部分については電話で確認させていただいているという状態です。ただ、近年の状況を見ますと、いわゆる前年度に補助を申請しようと思っても、もう予算がいっぱいで受けられなかったという方が、半年、3 か月待って次の年に補助を受けるために申請をされるというケースが多々あるように見受けられます。

重廣委員 様々な対策を取っておられるということ、これは令和 4 年度の決算ではありませんから、令和 4 年度を見たら申請期間が延びているというふうに判断してよろしいんでしょうね、おそらくね。そこで、今業者さん、市民の方が業者を選ばれるから業者に関しては何とも言えないという話がございました。対策として私、チラッとこのことについて要望に行ったときに伺ったんですが、今年はまだ早く 4 月にいっぱい、5 月にいっぱい、申請期間が切れていると。申請期間が終わっているというふうに伺っております。この決算を踏まえて令和 4 年度からはこのようにするというふうに決めたのに、やはりそれでも、今

言われたように年度末に申請しようと思ったけど、この補助金が底をついていきますから、年度が変わって一斉にやるということをされているというふうに判断されているんですね。原課としては。ただ、それを防ぐ方法、今いろんな業者さんがありますから、市民には平等に行き渡るような補助金であってほしいというのは言うまでもないんですが、業者にも平等に行き渡るようなということを考えるための施策として、何か良い方法を考えておられるのかどうか、そのことを伺いたいと思います。

大庭建築住宅課長 今の委員のご指摘なんですけれども、現状で良い方法というのはなかなか思いついてございませんので、また新年度予算の時期になっていきますけども、来年度予算にこういった意見がどこかで活かせるかどうかということとは考えていきたいと思っています。

重廣委員 もう1点、施策として申請から1か月以内に着工していただくように、着工されていないことが分かるようであれば電話で連絡を取ってみるというふうな先ほど説明がありましたけど、それでもし着工されてなかったら、何か罰則とか何かあるんですか。そういうことは決めてないんですね。

大庭建築住宅課長 補助金の交付要綱上は、1か月以内の着工というのは明記してございませんので、いろんなご指摘の中でお願いということで、業者にはさせていただきます。

重廣委員 最後です。これから、そういうのを明記したらどうかと思うんですよ、私は。はっきりと。できないようであれば、例えば今までこれが一番いかなかった制度と、制度の内容としては。春先に補助金を全て申請すると、でも1年間を通して工事を終わらせると、そういうことがありよったんですね。それで1か月以内に着工してくださいというふうにされたと。はっきり明記して、それが守れなかったら次から使えませんかよくらいの厳しいことにしないと、大変良い制度なんです。市民の方も喜んでおられます。経済活動にも寄与していると思います。ですから、あとは地元の業者さんがまんべんなく使えるような制度にするために、いろんな方法をこれからも考えていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。答弁がありましたらお願いします。

大庭建築住宅課長 今委員ご指摘のとおり、こういった様々な意見をお伺いしながら、令和5年度の予算のときには考えていきたいと思っています。

早川委員 これは市民の声というか、これを利用されたお客さんというか、市民の方から聞いたんですけれども、この商品券で交付、多分いただけるときは「ありがとうございます」と言って多分いただいたんだと思うんですけど、けっこう金額が太いので、「商品券だぞ」というようなお声をいただきました。ただそのときには、これは税金で交付しているし、この市内の経済効果をというところの説明をさせていただいたんですけれども、市民の方にも業者さんにも、

先ほど言われたような説明を明記されるのであれば、市民の方にもこの商品券がどういう使われ方、なぜ商品券なのかというところも少し説明して添えてあげられると、市民の方も納得して嫌ごとではないですけど、何でかというような疑問も生まれないと思うんですよ。本当にこれは良い施策なので、経済効果とかそういうところも市民の方にも業者さんのほうから説明していただくとか、チラシをつくるとか、そういったところの考えはございますか。

大庭建築住宅課長 委員ご指摘のとおり、いわゆる市内で使っていただくような経済対策として、補助金ではなく商品券という形で渡すようにいたしました。これにつきましては、特に市民の方、完了して商品券をお渡しするときには市内で使っていただきたいという旨はお知らせして、もちろんどこで使えるかというものをお渡しはしております。ただ、業者さんのほうには直接そういった詳しいことはせずに、商品券でお渡ししますよという現状だけで、市としましては、使っていただける市民の方にそういったお話だけということで、今現状はなっております。

重村委員 歳入科目について、お尋ねをします。決算書 24 ページになります。第 15 款「使用料及び手数料」、第 1 項「使用料」、第 7 目「土木使用料」です。ここで、市営住宅使用料の収入未済額が 831 万 8,979 円ほど上がっております。過去 2 年と比較してみると、ご努力で 1,000 万円近くあったものが 900 万円台、それで令和 3 年度の決算では 800 万円台ということで、ご努力をきちんと感じているんですけれども、令和 3 年度の事業では市営住宅なんかというのは、カビの対策とかいろんなことで 3,500 万円くらい長門市としては投資をしております、市営住宅にですね。こうして入居いただいて、その料金を 830 万円くらいあるという現実。まず、この 831 万円について現年度分、過年度分の内訳の金額を教えてくださいなと思います。

大庭建築住宅課長 831 万 8,979 円の内訳でございます。現年度分につきましては、60 万 4,400 円でございます。過年度分が残りの 771 万 4,579 円となっております。

重村委員 現年度分を滞納させないという形だろうと思います。極力、現年度分はきちっと払ってもらって、過年度分は分割なり督促なりを繰り返して徴収していくというご努力だと思うんですけど、令和 3 年度について、過年度分のほうが多いですね。771 万円ということで。どういう活動をされて、徴収体制を組まれているのか、お尋ねをいたします。

大庭建築住宅課長 現在、滞納されている方については、定期的にご連絡を取らせていただいて、少しずつではあるけれども分納ということで納入していただくようにしております。ただ、呼び出し等に応じてもらえない方につきましては、保証人の方と連絡を取り合って、そういった納入指導をしてくださいと

かというようなことをやっております。

重村委員 今お答えされた背景があって、こうやって過年度分未納の額というのは徐々には減ってきているんであらうと思いますけれども、最終的にはやはり、どこの課でも一緒ですけど古くなれば古くなる程、収納率は悪くなるはずです。ですから、この過年度分の 771 万円に限って、行政側とすれば最終的に不納欠損にならないようにご努力を常に考えてしていただきたいというふうに思います。ご答弁がありましたらお願いします。

大庭建築住宅課長 委員おっしゃるとおり、そういった方々とは密に連絡を取るようには行動しておりますので、ご了解いただければと思います。

吉津委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、建築住宅課所管全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、建築住宅課所管の審査を終了します。

以上で、本分科会に分担された議案の審査は終了いたしました。なお、9 月定例会議案第 17 号に対する討論、採決は、10 月 19 日に開催される予算決算常任委員会で行います。これで予算決算常任委員会文教産業分科会を閉会いたします。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 13 : 40 —